

退職互助部だより

一般財団法人 山口県教職員互助会

〒753-8501 山口市滝町1-1

教育政策課 福利・給付班内 (県庁13階)

(TEL)083-933-4777 (FAX)083-933-4589

(営業時間) 平日8:30~17:15

(ホームページアドレス) <https://yamakyogo.jp>

事務局からの「お知らせ」と「お願い」



～リニューアルしたホームページの
会員サイトに登録しませんか?～



「療養補助金交付申請書」等も
ダウンロードできます!!

ログインすることで
「給付情報」がご自身で確認
できるようになりました!



★ 詳細は、3～4ページをご覧ください ⇒

● 訃報連絡を必ずお願いします!

葬儀の際、献花のお供えがありますので、連絡をお願いします。

● 転居先不明者が増えています!

住所変更をされた方は、必ず互助会事務局へお知らせください。

目次

| | | | |
|-----------------------|--------|-------------------|--------|
| ○ 財政等検討委員会の検討結果について | …1 | ○ 長寿祝品の贈呈について | …15 |
| ○ 陳情署名にご協力をお願いします! | …1 | ○ 「TGJ 傷害保険」のご案内 | …15 |
| ○ 事業概要一覧 | …2 | ○ 転居先不明者の取扱いについて | …15 |
| ○ ホームページをリニューアルしました! | …3～4 | ○ 入院見舞金請求書 | …16 |
| ○ 療養補助金について | …5～7 | ○ 会員の広場 | …17～18 |
| ○ 人間ドックのご案内 (6/20 締切) | …8～9 | ○ 退職互助部運営委員会 委員名簿 | …19 |
| ○ 陳情署名用紙 (9/16 締切) | …10～11 | ○ 葬儀の際の割引について | …20 |
| ○ 入館補助券 | …12～13 | ○ 会員証割引事業とは? | …20 |
| ○ 名秀作展一覧表 | …14 | ○ 令和7年度地区集会のご案内 | …21 |
| ○ 入院見舞金について | …15 | ○ 地区集会の様子 (下関地区編) | …21 |

財政等検討委員会の検討結果について

昨年度3回の会議を開催し、主に、退職互助部制度が長期的に健全かつ安定したものとなるよう検討が行われ、検討結果が3月開催された定時理事会で報告されました。その結果、令和7年度以降はこの検討結果に基づいて事業見直しを行うこととされましたので、その概要をお知らせします。

1. 退職互助部制度の事業見直し

現行制度を変えない場合、正味財産は予測期間（20年間）を通じてマイナスになると予測され早急な制度改正が不可欠となったため、4つの事業に絞っての検討となった。

| 事業名等 | | | | 現行 | 改正案 | 実施時期 |
|------------------|-------------------|---------------|------------|-------------------|--------------------------|------------------------|
| 療養補助金の給付 | 新制度 会員 | 特別会員 | 掛金 納入あり | 2,000円控除 × 80% | 変更なし | — |
| | | 配偶者会員 | | | | |
| | 旧制度 会員 | 特別会員 | 掛金 納入なし | 3,000円控除 × 80% | 3,000円控除 × 50% | R7.10月 受診分～ |
| | | 加入配偶者 遺族会員 | | | | |
| 給付上限 (退職会員全員) | | | | 上限なし | 1レセプト単位 2万円上限 | |
| 長寿祝品の贈呈 | 米寿祝金 | | | 20,000円 | 10,000円 | R8.4.1～ |
| | 白寿祝金 | | | 30,000円 | 20,000円 | |
| 献花の贈呈 | 葬儀の際の花輪や生花のお供え | | | 15,000円相当 | 変更なし | — |
| | 遺族への事後送金 | | | 13,000円 | 5,000円 | R8.4.1～ |
| 地区活動 運営費助成 | ①会員数割 | | | 1人当たり 750円 | 1人当たり 290円 | R7 実施分～ |
| | ②出席者割 (新規) | | | — | 2,000円 | |
| | ③組織割 及び 会場割 | | | 会員数による加算等 | 変更なし | — |

※ **退職会員への送金は当面現行どおり(毎月送金)**とするが、申請は複数月分まとめて行うよう引き続き周知が必要。

2. 所在不明者の取扱い

負債の大半を占める「給付準備金」が適正額となるよう、所在不明者の取扱いについて改善する必要があると判断するため、給付準備金の算定から所在不明者を除外する仕組みを考慮した退職互助部規程の整備が必要である。

3. 現職会員への給付金送金に係る見直し

これまで無料だった山口銀行本支店間の振込手数料が、令和6年10月から発生していること等への対応として、**退会者への給付及び貸付事業を除く送金は「年3回」**へ見直しが妥当である。

「陳情署名」にご協力をお願いします！

今年度も「全ての世代が健やかで心豊かに暮らせる社会保障制度の確立と教職員が教育に専念できる環境の整備を求める陳情」を実施します。

皆様一人ひとりの署名が実現に向けて大きな力となります。趣旨にご賛同いただける方は、お手数ですが署名用紙へ署名の上、事務局まで送付してください。

署名は1名のみでも結構です。ご家族やご友人等にもご協力いただけたら幸甚に存じます。

締切り：令和7年9月16日（火）

提出先：一般財団法人山口県教職員互助会事務局

P10、11の署名用紙を
ご覧ください。

退職互助部の事業概要一覧

※ご自身の会員区分（旧、新）をご確認ください。

| | |
|---------------|--------------|
| R5.3.31以前の退職者 | R5.4.1以降の退職者 |
| (旧) 制度会員 | (新) 制度会員 |

| 事業名 | 事業内容 | R5.3.31以前の退職者 | | | R5.4.1以降の退職者 | | 申請要否 | | | | | |
|-----------|--|--|-------|-------|--------------|-------|------|---|---|---|---|---|
| | | 特別会員 | 加入配偶者 | 遺族会員※ | 特別会員 | 配偶者会員 | | | | | | |
| 給付事業 | 療養補助金 | 対象期間中に医療機関で診療を受けたとき、保険適用分の自己負担相当額に応じて給付（100円未満切捨） <u>R7.10受診分</u> から、2万円上限／1申請単位 | | | | | ○ | ○ | | | | |
| | <p>【対象期間】 55～85歳に達する日の前日までの間</p> <p>【給付額】 2,000円控除×80%</p> | / | | | | | | | | | | |
| | <p>【対象期間】 75歳に達する日の前日までの間</p> <p>【給付額】 特別会員 …… 2,000円控除×80%</p> <p> 加入配偶者 …… 3,000円控除×80%</p> <p> 遺族会員</p> <p>※<u>R7.10受診分</u>から、加入配偶者及び遺族会員は、3,000円控除×50%</p> | ○ | ○ | ○ | / | | 要 | | | | | |
| | 入院見舞金 | 75歳から85歳に達する日の前日までの間に引き続き5日以上入院したとき、入院初日から1日につき1,000円を給付（R4.10.1入院分から対象。年度内14日を限度） | | | | | ○ | - | - | / | | 要 |
| | 埋葬料 | 退職会員となった日から4年以内に死亡した場合に給付（20,000～100,000円） | | | | | / | | | ○ | ○ | 要 |
| | | 退職会員となった日から3年以内に死亡した場合に給付（30,000～70,000円） | | | | | ○ | - | - | / | | 要 |
| 退会給付金 | 退職会員となった日から20年以内に退会を希望した場合に給付（10,000～100,000円） | | | | | / | | | ○ | ○ | 要 | |
| 長寿祝品の贈呈 | 米寿及び白寿に該当する場合、記念品料を贈呈（米寿20,000円、白寿30,000円） | | | | | ○ | - | - | ○ | ○ | - | |
| 福利厚生事業 | 地区活動運営費助成 | 会員相互の親睦と交流を図るために開催される地区集会等の地区活動に要する経費の一部を補助 | | | | | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - |
| | 退職互助部だよりの発行 | 各種事業の周知を図るため、年1回会報誌を発行（毎年4月下旬発行） | | | | | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - |
| | グループ補助 | 親睦を図るために構成されたグループや趣味の会に対し補助（構成人員に応じて10,000円～50,000円） | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 要 |
| | セントコア山口宿泊補助 | セントコア山口に宿泊した場合、一人1泊につき2,000円補助（3連泊を限度） ※共済組合の宿泊補助との併用不可（共済の補助優先） | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| | 献花の贈呈 | 葬儀の際、花環又は生花をお供えする。お供えができなかった場合は、献花料相当額を遺族へ送金 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 要 |
| | 災害見舞金 | 被災した場合に見舞金を給付（災害の程度により10,000～50,000円） | | | | | ○ | - | ○ | ○ | ○ | 要 |
| | 人間ドック補助 | 指定する検診機関で人間ドックを受けた場合、補助（泊ドック10,000円、日帰りドック5,000円） | | | | | ○ | - | - | ○ | ○ | 要 |
| | 会員証割引事業 | 全国教職員互助団体協議会の会員証を提示し、全国各地のレジャー施設、宿泊施設、温泉施設等で割引特典を受けることができる。 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| | 名秀作展入館補助 | 指定する展覧会の入館料を補助（入館料の60%程度 限度額400円） | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 教職員相談室の利用 | 職場、結婚、法律、経済、その他一身上の問題等に2名の相談員が相談に応じる。 また、登録制によるお見合い事業も実施（内容によっては、顧問弁護士による相談も可能） | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | |
| 保険 | TGJ傷害保険 | 日常生活におけるさまざまなケガや携行品損害を補償する傷害保険の取扱い（加入時期：通年、保険料：年2回口座振替） | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 要 |

※旧制度会員の遺族会員について：特別会員が死亡した場合、加入配偶者が遺族会員に変更となる。



ホームページをリニューアルしました！

事務手続の簡素化や利便性向上を目的にリニューアルを行いました。
ホームページ内に導入した「会員サイト」にログインすることで・・・



給付情報をご自身で確認できるようになりました。

2月と8月に送付していた「口座振込明細書・通知書」は令和7年8月送付分をもって停止します。
今後は、ご自身で給付情報を確認することができます。



「会員証割引事業」が新たに利用できるようになりました。

全国のレジャー施設、温泉施設等で割引特典を受けることができる事業です。これまで、現職会員のみの適用事業でしたが、退職会員にも適用拡大しました。(P20「会員証割引事業とは？」参照)

⑧現職・退職の会員番号それぞれの登録が必要です。

STEP 1

会員サイトのログインには「ご利用登録」が必要です。以下のとおり登録をお願いします。

会員サイト「ご利用登録」方法

①「会員専用サイト」をクリック

互助会ホームページにアクセス
<https://yamakyogo.jp>

一般財団法人
山口県教職員互助会

ホーム 現職者のページ 退職者のページ 公益事業 様式一覧

～まずはこちらをご覧ください～
互助会制度のイメージ・資格取得について
会員の種類や資格について・退職時の手続き等

② ご利用登録

入力せず下へ

ログイン

会員番号：
パスワード：
パスワードを入力

ログイン

- 本サイトは、一般財団法人山口県教職員互助会の会員専用サイトです。
- 会員サイトご利用をご希望の方は、以下の「会員サイトご利用登録はコチラ」からお進みいただき、会員登録をお願いします。
- なお、ご登録の際は、メールアドレスが必要となります。

[会員サイトご利用登録はコチラ](#)
[パスワードをお忘れの方はコチラ](#)

注
特別会員・配偶者会員・加入配偶者・遺族会員は、それぞれ登録が必要です。

クリック

③ 会員情報登録

会員サイトご利用登録

以下のフォームより必要項目のを入力をお願いします。

- ・ 会員番号について
一般会員のみで
7桁で会員番号を入力してください。
(例) 00123456
- ・ 退職会員のみで
(新制度会員：特別会員、配偶者会員、旧制度会員：特別会員、加入配偶者、遺族会員)
枝番号を含む9桁で会員番号を入力してください。
(例) 00123456-0 ⇒ 001234560
00001234-2 ⇒ 000012342
- ・ 生年月日 (西暦)
当歳へお掛けの生年月日になります。ご本人確認です。
- ・ メールアドレス
当サイトご利用にあたり、ログインパスワード発行のためにご入力ください。確認のために再入力してください。

※送信メール等にてお送り設定をされている方へ
会員さまにて送信メール等がドメイン指定受信を設定されている場合は、メールが届かない場合がございます。以下のドメインを受信できるように設定してください。

yamaguchi.jp
【お電話番号：023-233-6777】
メールアドレス入力後「送信ボタン」にて入力されたメールアドレスへパスワード登録を行う画面のURLが送信されます。
メールをご確認の上、パスワード登録作業を引き続き行ってください。

【会員番号】は9桁（枝番号含む）で入力
 (例：00123456-0 ⇒ 001234560)
 (例：00123456-1 ⇒ 001234561)

会員番号は封筒の氏名下部に記載しています。
 ※旧制度の加入配偶者の番号は、特別会員の枝番号を「1」にしたものです。

情報入力

【生年月日】を入力（西暦）
 (例：1955年1月1日 ⇒ 19550101)

会員番号：必須
 一般会員7桁、退職会員9桁

生年月日：必須
 1911/01/01 or 19110101

メールアドレス：必須

メールアドレス（確認）：必須

送信する

入力後、送信

【メールアドレス】は、任意のアドレスを登録（2か所入力）

ドメイン指定受信や迷惑メール拒否設定をしている場合は、「yamaguchi_kyogo1954@yamakyogo.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

④ 会員情報登録

登録したメールアドレスに送信されたリンクをクリックして「**サイト利用パスワード登録**」を行ってください。

⑤ パスワード登録

任意のパスワード設定

※ 10桁以上で半角数字・英大文字・英小文字をそれぞれ1つ以上含んだもの。

半角数字…123
 英大文字…ABC
 英小文字…abc

⑥ 登録完了

会員サイトご利用登録：パスワードの設定が完了しました

パスワードの設定が完了しました。
 ログイン画面からログインを行なってください。

[ログイン](#)

※メールが届かない場合は、アドレスの登録内容が誤っている可能性があります。今一度ご確認ください、「②ご利用登録」から再度お試しください。

ご登録いただいたパスワードは、セキュリティ保護のため、互助会でも確認できません。ご自身での管理をお願いします。

STEP 2 ログイン後、「給付情報」の確認・「会員証割引事業」の利用ができます。

TOP 給付情報 会員証割引事業 事業計画・報告 会員情報変更 ログアウト お問い合わせ

別： -- 全て --

スマートフォンはこちらから確認

一般財団法人
 山口県教職員互助会

TOP

給付情報

「給付情報」では、ご自身の給付明細が確認できます。
 (最新の給付情報は、該当月の給付日以降から確認ができ、過去の給付履歴は前年度分まで表示されます。)

「会員証割引事業」専用のURLが表示されます。
 「操作手順」を確認後、URLをクリックしログインしてご利用ください。
 (※詳しくは P20 参照。)

療養補助金の給付について

疾病又は負傷により医療機関で診療を受けたとき、医療費の補助として療養補助金を給付します。

< 昨年度との相違点 >

- 「口座振込明細書・通知書」は **令和7年8月送付分をもって、原則、送付停止** します。
(給付情報の確認方法は、P3～4「ホームページをリニューアルしました!」参照)
- **令和7年10月受診分からの変更**
 - ・ 退職会員全員 ⇒ **1申請単位2万円の上限** が設けられます。
 - ・ 旧制度会員の加入配偶者・遺族会員 ⇒ 給付率が **80% から 50%** に変更
 - ・ 任意継続組合員で退職会員 ⇒ **自動給付 から 申請に基づく給付に変更**
(P6「申請について」参照。該当の方へは別途通知)



1. 概要

| 区分 | 旧 制度会員 (R5年3月31日以前の退職者) | 新 制度会員 (R5年4月1日以降の退職者) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---------------|---------------|----|--------|----------|----|----------|----------|----|----------|----------|----|------|---------------|----|------|----------|----|----------|----|----------|---|----|---------------|----|--------|----|----------|----|----------|
| 対象者 | 特別会員、加入配偶者、遺族会員 | 特別会員、配偶者会員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象期間 | 75歳の誕生日の前日受診分まで | 55歳から85歳の誕生日の前日受診分まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請単位 | 1か月1医療機関1診療科ごと(院外薬局は別の医療機関として取り扱います。) ○同じ病院の同一月の診療であっても、入院・外来は別々での計算 ○複数の医療機関の処方箋を、一つの薬局で受け取った場合、処方医療機関ごとの計算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給付額 | 申請単位ごとの窓口負担額から、 ・特別会員…2,000円控除×80% ・加入配偶者、遺族会員…3,000円控除×80% (R7.10月受診分から50%) (100円未満切捨) | 申請単位ごとの窓口負担額から、 ・特別会員、配偶者会員…2,000円控除×80% (100円未満切捨) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 給付上限 (R7.10月受診分から) 1申請単位 2万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 給付額 計算例① | 令和7年4月にA病院を受診した特別会員(3割)の場合 1,600点(1点:10円)×3割=(4,800円-2,000円)×80%=2,200円給付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 給付額 計算例② | 令和7年10月にB病院に入院した特別会員(3割)の場合 9,600点(1点:10円)×3割=(28,800円-2,000円)×80%=21,440円 ⇒20,000円給付(2万円上限) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給付額 計算例③ | 令和7年12月にC病院を受診した加入配偶者(3割)の場合 3,600点(1点:10円)×3割=(10,800円-3,000円)×50%=3,900円給付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象点数 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別会員</th> <th>加入配偶者 遺族会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3割</td> <td>709点以上</td> <td>1,042点以上</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>1,063点以上</td> <td>1,563点以上</td> </tr> <tr> <td>1割</td> <td>2,125点以上</td> <td>3,125点以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和7年10月診療分から</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別会員</th> <th>加入配偶者 遺族会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3割</td> <td rowspan="3">変更なし</td> <td>1,067点以上</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>1,600点以上</td> </tr> <tr> <td>1割</td> <td>3,200点以上</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 特別会員 | 加入配偶者 遺族会員 | 3割 | 709点以上 | 1,042点以上 | 2割 | 1,063点以上 | 1,563点以上 | 1割 | 2,125点以上 | 3,125点以上 | 区分 | 特別会員 | 加入配偶者 遺族会員 | 3割 | 変更なし | 1,067点以上 | 2割 | 1,600点以上 | 1割 | 3,200点以上 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別会員 配偶者会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3割</td> <td>709点以上</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>1,063点以上</td> </tr> <tr> <td>1割</td> <td>2,125点以上</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 特別会員 配偶者会員 | 3割 | 709点以上 | 2割 | 1,063点以上 | 1割 | 2,125点以上 |
| | 区分 | 特別会員 | 加入配偶者 遺族会員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3割 | 709点以上 | 1,042点以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2割 | 1,063点以上 | 1,563点以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1割 | 2,125点以上 | 3,125点以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 特別会員 | 加入配偶者 遺族会員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3割 | 変更なし | 1,067点以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2割 | | 1,600点以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1割 | | 3,200点以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 特別会員 配偶者会員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3割 | 709点以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2割 | 1,063点以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1割 | 2,125点以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※健康保険適用外の費用は、給付対象外 (健康診断、人間ドック、予防接種、差額ベット代、文書料、はり・きゅう、証明手数料等)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 申請について

ご加入の健康保険によって手続が異なりますので、下表によりご確認ください。

| 申請方法 | | 「療養補助金交付申請書」に必要事項を記入し、領収書（コピー又は原本）を添付して、互助会へ申請 ○ 領収書はホッチキス止めやのりづけはしないでください。 ○ 「医療費のお知らせ」又は申請書に病院等の窓口で証明を受けての申請も可能です。 | |
|----------|----------|--|--|
| 区分 | | 特別会員・配偶者会員 | (旧制度) 加入配偶者・遺族会員 |
| 申請 手続 | 申請 必要 | <input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合ではない</u> (国民健康保険、全国健康保険協会、私学共済組合、企業の健保組合 等) | <input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合ではない</u> (国民健康保険、全国健康保険協会、私学共済組合、企業の健保組合 等) |
| | | <input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職会員の被扶養者 ・現職員ではない臨時的任用職員等 (本人、被扶養者) | <input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職員ではない臨時的任用職員等 (本人、被扶養者) |
| | 不要 | <input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職員 (本人) ・任意継続組合員 (本人、被扶養者) ※ | <input type="checkbox"/> 健康保険が <u>公立学校共済組合</u> ・現職員 (本人、被扶養者) ・任意継続組合員 (本人、被扶養者) ※ |

○ 現職員には、フルタイム再任用職員、互助会の現職員となっている臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の者を含みます。

○ 申請不要の場合は、受診月から3か月後に自動的に指定口座へ送金します。

※令和7年10月受診分から、これまで自動給付（申請不要）であった任意継続組合員の方についても、他の退職会員同様に申請に基づく給付に変更します。

現在、退職後も多くの方が学校現場で勤務されていますが、雇用形態が多様化しているため本会会員種別の取扱いが大変複雑化しています。そのため、同じ退職会員の場合であっても申請方法が統一できていないという状況です。このたびは、退職会員の皆さまから平等に申請いただくための変更ですので、ご理解とご協力をお願いします。該当者の方々へは、改めてお知らせします。

3. 療養補助金交付申請書について (該当者の方へは様式を同封しています。)

○ 様式は、ホームページからもダウンロードできます。また、**コピーして使用可能**です。

○ 記入方法については、記入例（様式裏面）に基づき記入してください

※1枚の申請書で申請できるのは2単位です。

2単位とは、例えば・・・

① A病院・B病院の1か月分ずつ ② A病院の2か月分 ③ A病院の入院・外来の1か月分ずつです。



4. 加入されている健康保険へ事前に手続が必要な場合

以下の区分に該当した場合、ご加入の健康保険での手続を終えた後、添付書類とあわせて申請してください。

| 区 分 | | 添付書類（コピー又は原本） |
|-------|--|---|
| 高額療養費 | 窓口で自己負担限度額を超えた額を支払った場合 ※自己負担限度額に対して補助 | ① 医療機関の領収書 ② 健康保険から送付される支給決定通知書 (注) 「限度額適用認定証」を提示した場合においても、他の医療機関や薬局の自己負担額と合算して高額療養費の対象となる場合等は、支給決定通知書の添付が必要です。 |
| 装具 | コルセット・ギブス等の治療用装具を用いた場合 | ① 業者の領収書 ② 健康保険から送付される支給決定通知書 |

5. 締切日、送金日、申請期限

- ・ 締切日： 毎月月末（必着）（休日の場合は、その前日）
- ・ 送金日： 翌月末日（休日の場合は、前営業日）
- ・ 申請期限： 受診月から3年（例）R4年5月受診分は、R7年5月末事務局必着

6. 口座振込明細書・通知書

| 次回送付月 | 対象となる明細 |
|--------|-----------|
| 令和7年8月 | 3月～8月 給付分 |

○ 送付月以外の送付や給付概算額についてのお知らせはできませんので、ご注意ください。

【重要】給付明細は令和7年8月送付分をもって、原則、送付停止します。

これにより、紙による通知は停止しますので、給付情報はホームページ「会員サイト」により、ご自身で確認をお願いします。（給付情報の確認方法は、P3～4「ホームページをリニューアルしました！」参照。）

送金はこれまでどおり毎月行いますが、振込手数料の負担軽減のため、引き続き複数月まとめた申請にご協力ください。

7. 申請の際の注意事項

○ 月の途中で治療が終わっても、翌月以降に提出してください。

複数の医療機関に受診している場合や、複数回受診した場合等は、受診月の途中ではなく、受診月の翌月以降に、該当月の領収書が全て出揃ってから申請してください。同一月の申請を再度受け付けることはできません。

○ 領収書のコピーは、次の点にご留意ください。

- ・ 同一月・同一医療機関の領収書は、まとめて重ならないようにコピーしてください。（縮小可）
- ・ 両面コピーではなく、片面コピーをしてください。

○ 領収書の記載事項をご確認ください。

必要な項目：①受診機関、②患者氏名、③受診年月、④医療点数（総医療費）、⑤負担割合

○ 診療明細書の添付は不要です。

領収書に医療点数（総医療費）の記載がない場合は添付してください。

8. お知らせとお願い

○ 令和6年6月受付分から、事務作業及び郵送料軽減のため、原則、領収書の返還は行っていません。（点数不足等の場合も同様）

○ 申請の際は、可能な限り郵送をお願いします。

申請内容について確認が必要な場合はご連絡しますので、日中連絡が取れる連絡先を記入してください。

○ 確定申告で医療費控除の適用を受ける場合、療養補助金は「その年中に支払った医療費の額」から差し引くこととなります。

○ 処理件数が多く事務処理に時間がかかっているため、給付概算額を事前にお答えしていません。

振込手数料の負担軽減のため、複数月まとめた申請にご協力ください。

毎月申請の場合、その都度振込手数料が発生します。振込みには1件につき最低110円の手数料がかかり、年間では1,320円になります。

少しでも手数料負担を減らすため、ひと月ごとの申請は、なるべくご遠慮いただきますようご理解とご協力をお願いします。





令和7年度 退職互助部人間ドックのご案内

人間ドックの補助事業を行いますので、ご希望の方は、
6月20日(金)までに、下記により互助会事務局へお申し込みください。

1 事業内容

(1) 実施健診機関及び検査料金

| 健診機関名 | 検査料金 | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------------|---------|---------|---------|-----------|----------|
| | 日帰りドック | | 泊ドック | | 脳検査付き泊ドック | |
| | 基本料金 | 婦人科含 | 基本料金 | 婦人科含 | 基本料金 | 婦人科含 |
| 周東総合病院 0820-22-3456 | 43,780円 | 50,820円 | 69,630円 | 76,670円 | 92,950円 | 99,990円 |
| 徳山中央病院 0834-28-4411 | 37,400円 | 46,970円 | 68,640円 | 74,910円 | 99,440円 | 105,710円 |
| | ※胃カメラは2,200円が別途必要 | | | | | |
| 県立総合医療センター 0835-22-4411 | 44,400円 | 55,697円 | 54,043円 | 65,340円 | 78,793円 | 90,090円 |
| | ※2日間通院ドック(自宅から通院)の料金 | | | | | |
| 山口赤十字病院 083-923-0111 | 44,000円 | 50,180円 | (実施なし) | | | |
| 山口総合健診センター 083-972-4325 | 38,500円 | 43,560円 | 69,960円 | (同左) | 94,160円 | (同左) |
| | ※胃カメラは、経口検査のみですが、別途7,700円が必要となります。 | | | | | |
| 佐々木医院メディカルプラザ 083-923-8813 | 40,150円 | 51,480円 | (実施なし) | | | |
| | ※胃カメラは3,300円が別途必要 | | | | | |
| 阿知須共立病院 0836-65-2711 | 41,800円 | 51,480円 | | | | |
| | ※胃カメラは2,200円が別途必要 | | | | | |
| 下関医療センター 083-231-7887 | 39,435円 | 43,725円 | 68,200円 | (同左) | 93,500円 | (同左) |
| | ※胃カメラは3,300円が別途必要 | | | | | |
| 長門総合病院 0837-22-2221 | 41,905円 | 51,255円 | 75,119円 | 80,619円 | 97,119円 | 102,619円 |

(2) 検査項目

日本病院会の定める検査項目(血圧計測、心電図、眼底検査、眼圧検査、視力検査、聴力検査、肺機能検査、胸部X線、胃部X線又は胃カメラ、腹部超音波、血液検査、尿検査、便検査、身体測定、問診、婦人科検査(乳・子宮がん))を標準にしています。

なお、各種感染予防対策のため、検査項目等が変更になる場合があります。

2 補助金額(特別会員本人、配偶者会員(新制度))

- 日帰りドック ⇒ 5,000円
- 泊ドック・脳検査付き泊ドック ⇒ 10,000円

検査料金から補助金額を差し引いた金額を健診機関窓口でお支払いいただきます。



3 受診までの手順

- (1) 受診を希望する方は、申込書(P9)を互助会事務局へ提出してください。(FAX可)
- (2) 募集締切後(7月下旬頃)、互助会事務局から受診決定の有無を通知します。
- (3) 受診決定者には、後日、各健診機関から、申込書に記載された連絡先の方へ電話がありますので、日程調整等を行ってください。また、不要な検査項目や追加したい検査項目(オプション)等がありましたら、その旨をお伝えください。
- (4) 前立腺、骨密度等のオプション検査料金については、健診機関に直接お尋ねください。

4 その他

- (1) 検診結果は、健診機関から直接受診者に送付されます。
- (2) やむを得ず中止又は受診日等の変更を希望する場合は、直接健診機関と調整を行い、その旨を速やかに互助会事務局へ報告してください。

令和7年度 退職互助部人間ドック申込書

令和7年(2025年) 月 日

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

| | |
|--------|-------|
| 会員番号 | |
| 住 所 | 〒 |
| 日中の連絡先 | () - |
| 申込者氏名 | |

下記のとおり申込みます。

記

※ 申込締切日 令和7年6月20日(金) 必着 (FAX可 083-933-4589)

※ 希望する項目を○で囲んでください。

健診機関によっては、希望時期に受診できない場合もありますのでご了承ください。

1 特別会員本人及び配偶者会員(新制度)

| 氏名 (ふりがな) | 性別 | 続柄 | 生年月日 | | | 年齢 | |
|---|---|----|--|---|---|----|---|
| () | | 本人 | 昭和 | 年 | 月 | 日生 | 歳 |
| 人間ドックの種類 | 希望健診機関名 | | 胃の検査 | 希望時期 | 婦人科 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 日帰りドック ・ 泊ドック ・ 脳検査付き泊ドック | <ul style="list-style-type: none"> ・ 周東総合病院 ・ 徳山中央病院 ・ 県立総合医療センター ・ 山口赤十字病院 ・ 山口総合健診センター ・ 佐々木医院メディカルプラザ ・ 阿知須共立病院 ・ 下関医療センター ・ 長門総合病院 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 胃部X線 ・ 胃カメラ(口・鼻) ・ 希望しない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月 ・ 9月 ・ 10月 ・ 11月 ・ 12月 ・ 1月 ・ 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する ・ 希望しない | | |

2 加入配偶者・遺族会員(旧制度)

| 氏名 (ふりがな) | 性別 | 続柄 | 生年月日 | | | 年齢 | |
|---|---|-----|--|---|---|----|---|
| () | | 配偶者 | 昭和 | 年 | 月 | 日生 | 歳 |
| 人間ドックの種類 | 希望健診機関名 | | 胃の検査 | 希望時期 | 婦人科 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 日帰りドック ・ 泊ドック ・ 脳検査付き泊ドック | <ul style="list-style-type: none"> ・ 周東総合病院 ・ 徳山中央病院 ・ 県立総合医療センター ・ 山口赤十字病院 ・ 山口総合健診センター ・ 佐々木医院メディカルプラザ ・ 阿知須共立病院 ・ 下関医療センター ・ 長門総合病院 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 胃部X線 ・ 胃カメラ(口・鼻) ・ 希望しない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月 ・ 9月 ・ 10月 ・ 11月 ・ 12月 ・ 1月 ・ 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する ・ 希望しない | | |